【福祉・介護職員処遇改善加算】

福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合、福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。職員会議にて口頭で周知が行われているとの記録があるが、周知内容までは記載がなく確認できない事例がありました。

→書面にて周知を行い記録を残しておくことが必要です。その場合、押印を求めるなど、周知されていることが分かるよう記録を残してください。

給与規則には処遇改善加算のみの記載となっており、配分対象が直接処遇職員のみとなっているが、実際には特定処遇改善加算も算定し管理職に配分されている。特定処遇改善加算についても給与規則に追記する必要があります。

→処遇改善加算、特定処遇改善加算、令和４年１０月からのベースアップ等支援加算を算定する場合には、それぞれの加算算定分を適切に配分するための賃金改善ルールを就業規則や給与規定に明示してください。令和４年１０月からベースアップ等支援加算を算定予定の事業所は、計画書を作成する際に就業規則や給与規定の見直しを必ず行ってください。

職員への配分額が確認できる書類がなく、賃金の改善が行われているのか確認が取れない事例がありました。

→各加算分の給与支払いについては賃金台帳や給与明細等で確認できるようにすることが必要です。

令和３年度秋の実地指導の時点で、令和3年2月より特定処遇改善加算を算定しているが、令和4年3月の配分を予定していたため、まだ配分が行われていない事例がありました。

→特定処遇改善加算は年度毎に配分し、障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出を行わなければならないため、速やかに配分を行い報告書を提出することが必要です。

【リハビリテーション加算について】

当該施設では作業療法士を配置しており、入所者のリハビリを行うことで標記の加算を算定しています。加算の算定に当たっては、リハビリテーション実施計画の作成および定期的な評価（概ね３か月ごと）や見直しが必要となりますが、定期的な評価が概ね１年ごとに行われている様子でした。

→リハビリテーション実施計画を作成した利用者については、計画の進捗状況の評価を概ね３月ごとに行い、記録しておくことが必要です。

【欠席時対応加算について】

通所サービスの利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合に加算を算定にあたって、休みの連絡があった旨の記録はあるが当該利用者の状況や相談援助の内容の記録が不十分である事例がありました。

　→急病等により利用を中止した場合、利用者又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録することが必要です。

【食事提供体制加算について】

当該サービス利用者に対して食事提供を行った場合に加算を算定しているが、個別支援計画に食事の提供を行う旨の記載がない事例がありました。

→個別支援計画に食事提供が必要であることを記載する必要があります。

【送迎加算について】

　１回の送迎につき、平均10人以上の送迎を行うとして送迎加算（Ⅰ）を算定しているが、実際には平均6～8名と要件を満たしていない事例がありました。

　→加算の要件を満たしていない期間は過誤調整のうえ、返還することとなります。

送迎加算（Ⅰ）の算定する場合は、当該月において以下の①、②を両方を満たす必要があります。どちらか一方の条件のみ満たしている場合には送迎加算（Ⅱ）の算定となります。加算の算定については事前に障がい福祉課への届出を行う必要がありますが、届出後も算定要件を満たしているか確認を行ってください。

①1回の送迎につき、平均10人以上

②週3回以上の送迎を実施

【個別支援計画の作成について】

個別支援計画の原案がケースに綴られていなかったほか、アセスメント、サービス担当者会議およびモニタリングについて、サービス管理責任者が行っているが、作成者が他の職員の名前になっていた事例がありました。

→個別支援計画の原案等、個別支援計画作成に係る一連の作業については必ず記録をとり、ケースに保存してください。また、各記録はサービス管理責任者が責任をもって作成してください。

【就労移行支援体制加算について】

当該加算は就労継続支援Ａ型またはＢ型を受けた後に就労し、６月以上就労継続している者が前年度にいる場合に算定が可能であるが、前年度に就労定着者がいないにも関わらず算定していた事例がありました。

→加算の要件を満たしていないため、過誤調整により返還することになります。

【単独型加算（長時間）について】

　単独型事業所において、利用者が日中活動系サービス（通所支援等）を利用した日に短期入所による支援が18時間（就寝の時間を含む）を超えた場合に算定できるものであるが、同一敷地内の日中活動系サービスを利用した日については、算定できないことを把握しないまま算定されていた事例がありました。

　また、短期入所の支援時間を記録していないため、18時間以上支援したことを確認することもできませんでした。

→同一敷地内の日中活動系サービスを利用した日については、短期入所事業所における支援が18時間以上であっても単独型加算（長時間）を算定することができず、同一敷地外の日中活動系サービスを利用した日であっても、短期入所事業所における支援時間が記録されていないことから、18時間以上の支援が確認できないため、算定することができないとなります。

○単独型加算の取扱いについて

　利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）を算定している日（入所日及び退所日を除く。）であって、指定短期入所事業所における支援が18時間（就寝の時間を含む。）を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第介護第115条第３項第１号に定める単独型事業所については、同位置敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定しない。